

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和 4 年 5 月 31 日
滋賀県知事 殿		
提出者 住 所 大阪府大阪市中央区道修町3-4-10 氏 名 飛島建設株式会社 大阪支店 執行役員支店長 中川勲治 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6227-0250		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	飛島建設株式会社 大阪支店 滋賀県管内事業場	
事業場の所在地	滋賀県管轄区域内	
計画期間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	0611 一般土木建築工事業	
②事業の規模	完成工事高 43.1億円(令和3年度)	
③従業員数	18名(4事業場)	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1記載	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2記載

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3記載	
	排出量	3,389.066 t	t
	(これまでに実施した取組) 再利用可能な仮設材の選定、梱包材の抑制要請、工場製品の利用促進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3記載	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和3年度に引き続き実施。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、木くず、ガラス及び陶磁器くずの分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 令和3年度に引き続き実施。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

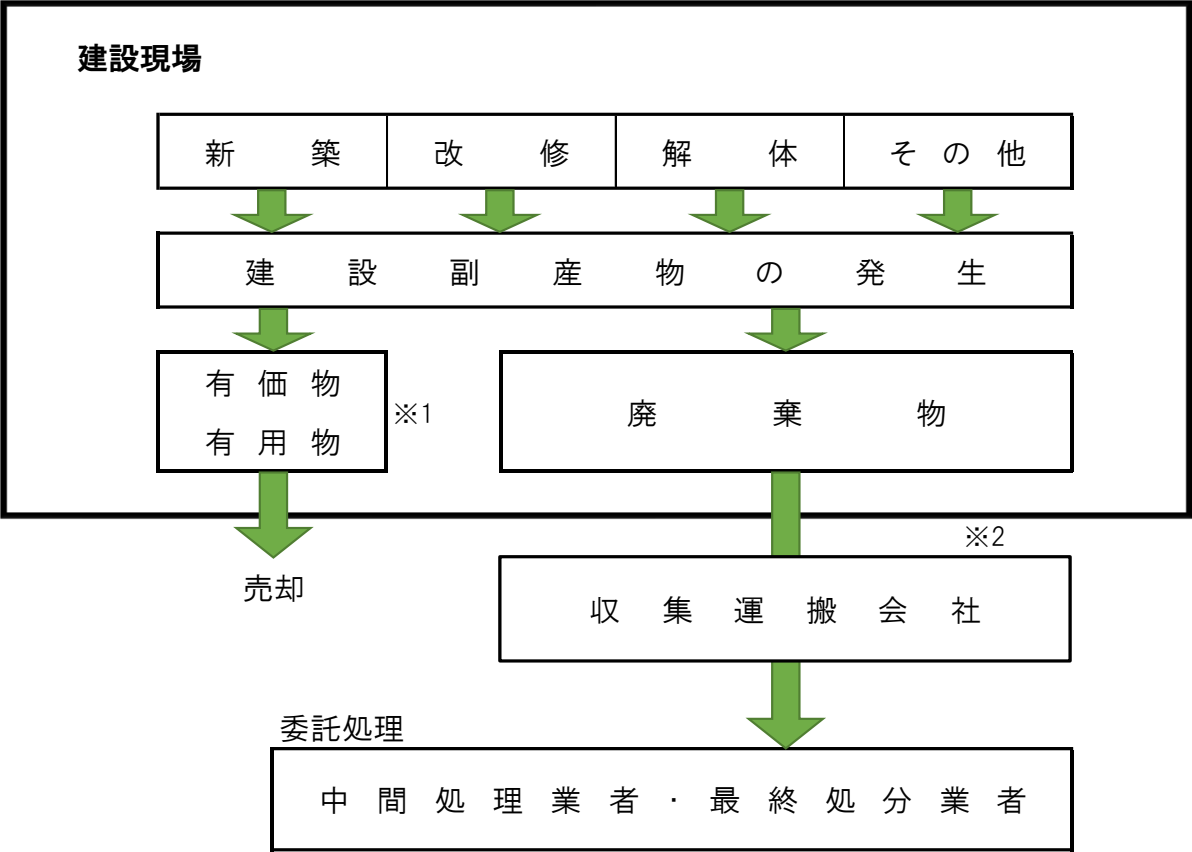
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3記載	
	全処理委託量	3,389.066 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	2,949.055 t	
	再生利用業者への 処理委託量	3,389.066 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 委託業者の選定にあたっては、電子マニフェスト導入業者を選定。		

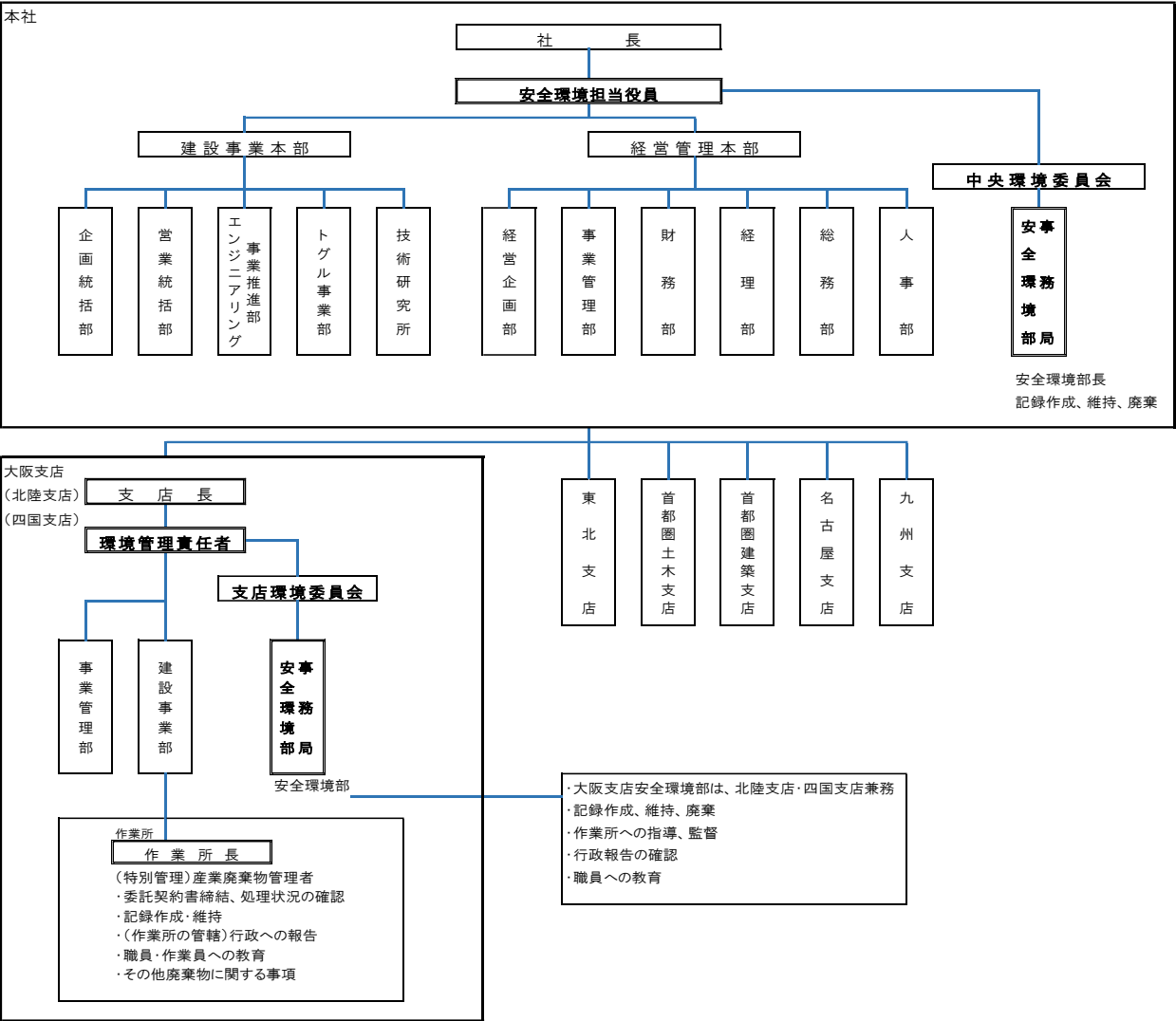
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3記載	
	全処理委託量	270 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	250 t	
	再生利用業者への 処理委託量	270 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 前年度に引き続き実施。		
※事務処理欄			

別紙1 産業廃棄物の一連の処理工程図



※1 保管場所の広さによるが、分別の実施を徹底する。
工法によっては再生利用をすることがあるが、他の産廃が混入しないように徹底する。

※2 工事場所・工事時間帯等によっては、職員による自ら運搬、自社管理地への一時保管を行うこともある。



(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項															
①現状	【前年度（令和3年度）実績】														(単位：t)
	産業廃棄物の種類	合計	汚泥	建設汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	ガラス及び陶磁器くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	管理型混合廃棄物	蛍光灯
	排出量	3,389.066	197.480	17.600	13.300	3.240	75.075	1.356	3.000	165.500	92.500	1,826.450	763.260	230.230	0.075

②計画	【目標】														(単位：t)
	産業廃棄物の種類	合計	汚泥	建設汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	ガラス及び陶磁器くず	廃石膏ボード	その他がれき類	コンクリートがら	アスファルトコンクリートがら	管理型混合廃棄物	蛍光灯
	排出量	270	100	20	10	0	10	0	0	0	20	50	30	30	0

(第4面)

[illegible]

(第5面)

[illegible]

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。